

平成26年11月
独立行政法人都市再生機構

機構発注工事における社会保険等未加入対策について

この度、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保する観点から、独立行政法人都市再生機構が発注する工事において、国土交通省に準じて下記のとおり、建設業者の社会保険等の加入促進に取り組むこととしましたので、お知らせいたします。

○平成27年1月1日以降に入札手続を開始する全ての工事(随意契約を含む)において、

- ・社会保険等に未加入でないことを競争参加資格条件に追加します。
- ・下請負業者(一次)について社会保険等加入建設業者といたします。

○平成27・28年度競争参加資格審査申請以降は、申請者を社会保険等加入建設業者に限定します。

※1 「社会保険等」とは健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

【問い合わせ先】
経理資金部 契約監理チーム
電話045(650)0304